

大日本帝國政務

昭和十八年十一月十七日

酒井監督官

陸軍省熊谷少佐殿

昭和十八年十一月九日發南方軍政總監部總務部長ノ軍務局長宛南政電第三〇六五號ノジヤワニ於ケル舊「ギルダー」預金ハ^モ拂ニ關シテハ別紙ノ通及回答候也

大日本帝國通報

ハ根據ハ黙黙御審矣事

明治三十一年正月、父サロニ領アリ「半外人」資金^{シテ}ニ關ニテヤ
同月十八年十一月武日英蘭式軍艦鐵道艦艇諸船長、軍械司理參謀官

陸軍省 賴谷少佐

明治十九年十一月廿九日

總務課書面

- (一) ユ付テハ外貨貸付ハ外貨約束手形ノ割引ノ方法ニ依リ、貸付金ノ返済ハ見返外貨預全ノ充當ニ依ル朗チ手形支拂期日ニ取立付替ニ依リ預金引落子爲スコト從ツテ
- (二) ハ取立付替ニ依ルコト
- (三) ハ外貨建ニ依リ爲替集中。(貸付ノ日)子爲スコト
- (四) ハ(イ)ニ依リ舊レート取立ニ依ルコト
- (五) ニ付テハジヤワニ於子舊預金拂戻開始後ハ原則トシテ外貨貸付ノ措置ヲ講ゼザルニ付舊「ギルダ」預全ハ本邦ヘ圓貨建ニ依リ新レートヲ以テ取寄子爲サシムルコトトシ右ニ依ルコト特ニ困難ナル場合ニ限り外貨貸付ノ承認ヲ受ケシムルコトニ取扱フコト

大日本帝國政府

大日本帝国報知

秘

小額合ニ題已外實質付、販賣キ受ケル事由ニ及テニ取扱ヘシ。ノートニ以モ損害を蒙セラムニイリ。右ニ於テイ特ニ因難ヤ。營業キ難セサニ特甚」。ナシテ「金」ハ本原ヘ同實驗ニ於テ薄ニ於セバ、又サヘニルキ。難金附見開闢財、別闇ナムモ、小額實質付、

(四)ハ(下)ニ於リ舊ノ一十建立ニ趣ム。

(五)ハ、
著ニ於リ貯金民蓄キ貯金ノイ説ビテ。

逐衛ハ長期借款、定期、定期ニ於ク、總支給額日ニ貯立計算貯

金、其モハ投資資本ハ後者、東半紙ハ賃金、賃金、

軍務局長宛 語 昭和一八、一、九
電報 諸
發信者 南方軍政總監部總務部長

南政電第三〇六五號

「ジャワ」ニ於ケル清算銀行ノ配當實施ニ伴ヒ日系銀行ノ舊「ギルダ」、預金ニ就テモ拂戻キ認ムルノ要アル所拂戻金ノ取扱ニ關シ左記事項承リ度

一、預金者ガ生活費トシテ内地ニ於テ左ノ預金ヲ見返トシテ借入タル銀行借入金返済ノ爲メ拂戻金ノ内地ヘノ送金又ハ内地ヨリ取立チ希望スル場合

(一)取立爲替又ハ送金爲替ノ何レニ依ルベキヤ

(二)借入金ノ「ギルダ」建ナルニ鑑ミ爲替ノ金額ハ「ギルダ」建チ適當ト考フルモ爲替集中制度トノ關係上或ハ圓貨建トスベキヤ

(三)圓貨送金ヲ認ムルトキハ爲替ハ舊「レーント」ニ依ルベキモノト

レートト同様

大日本帝國近報

(四) 國貨資金セ開ム事イキハ貯蓄ハ舊「ノーヴ」ニ過ルトモサメテ
 ナマ
 賦予融當ト密セ由ニ融資中開銀トヘ融給土支ハ國貨銀オヌム
 (四) 債人命ハ「ナム」・「無ヤシニ過ミ融資ハ金庫ハ「ナム」
 (四) 国更立證書又ハ無金融資ハ開ノニ勞ムハナマ
 兼體式山聯合

賛許者入金既断ハ既ニ融通命ハ内銀ベハ無金又ハ内銀ヨリ確立セ
 「醉命者其出酒費イシモ内銀ニ借モ主ヒ醉命セ限避イシモ當人モ酒
 遊事更兼リ御

第一「賃金ニ強モテ特異キ賃ム山ヘ要テヨリ預融通命ハ運送ニ融シ玄
 「セツマ」ニ強モテ特異通音ハ酒庫賣融ニ給ヨ日茶通音ハ舊「ナム」
 南通融三〇六五號

軍機局奏稿　發音書　南式軍械驗證局驗證書

考フルモ差支無キヤ

二、預金者ガ拂戻金ヲ前項借入金返済以外ノ爲メ内地ヘノ送金ヲ希望
 上ヘ手を空ヒ
 宿さ
 外金ノ手か
 ノ内空運持ト
 ノシ取引ナシ

スル場合ハ原則トシテ新「レート」ニ依リ國貨送金ヲ認ムベキナ
 ルガ前項トノ權衡ヲ考慮シ内地ニアル預金者ガ生活費ニ充當スル
 モノニ限リ舊「レート」ヲ適用スルコトトシ差支無キヤ

(終)

不々